

農地の維持管理に困ったときは

千葉県農地中間管理機構が農地を借り入れ、地域の担い手や農業経営規模の拡大を目指す方に貸し付けすることで、農用地の利用効率化を図ります。

「農業をリタイアする」「所有する農地を貸したい」など、農地の維持管理に困ったときは、農地中間管理事業の活用をご検討ください。

問い合わせ

- 農政課 ☎ (93) 4944
- 千葉県園芸協会農地部 ☎ 043 (223) 3011

駅伝大会に伴う交通規制



第30回関東大学女子駅伝対校選手権大会の開催に伴い、北総線千葉ニュータウン中央駅周辺で交通規制が行われます。ランナーなどが沿線を通行する際には、大変ご迷惑をお掛けしますが、ご理解・ご協力をお願いします。

- 日時 10月5日(土)
8:30～12:00

問 関東学生陸上協議連盟
☎ 03 (5411) 1488

9月分の学校給食費振替日

9/10 (火)

※9日(月)までに入金確認をお願いします。

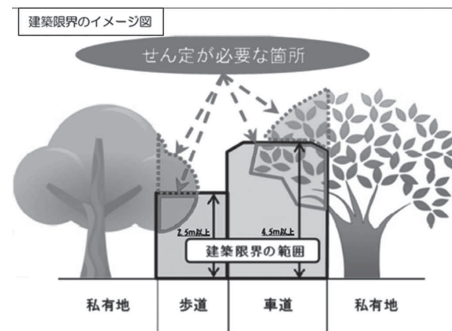
問 学校給食センター
☎ (93) 2550

強風・大雨時の樹木管理にご協力ください

強風・大雨時には、道路への倒木や枝の落下が数多く発生します。これらの支障木は通行の妨げになるほか、対人・対物事故発生の原因となり非常に危険です。こうした事故が発生した場合、樹木の所有者が相手から民法第717条により損害賠償を請求されることがあります。交通安全の確保のためにも、所有者におかれましては、日ごろから適切な管理を行うとともに、強風・大雨時の倒木処理のご協力をお願いします。

○緊急時の樹木伐採

道路や歩道を利用する上で樹木が支障になり、かつ緊急性が高い場合には、やむを得ず、市が樹木を伐採することがあります。なお、伐採した木は、端に寄せるなどの処置をとりますが、処分は所有者が行っていただくことになります。



道路法第30条及び道路構造令第12条では、道路を安全に通行するため、車道の上空4.5m、歩道の上空2.5mの範囲に通行の障害となる物を置いてはならないと規定されています。

○建築限界

建築限界とは、道路を通行する車両の安全を確保するため、一定の幅・高さの範囲に、通行の障害になるような物を置いてはいけないという、空間を確保する限界のことです。

問い合わせ

- 国道・県道に関する場合
千葉県成田土木事務所 管理課 ☎ (26) 4832
- 市道に関する場合
建設課 ☎ (93) 5747

成田都市計画地区計画（日吉倉離山地区）案の縦覧

成田都市計画地区計画（日吉倉離山地区）の策定に係る案の縦覧を行い、意見の受け付けを行います。

- 縦覧期間 9月4日(水)～17日(火) 8:30～17:15
(土・日曜日、休日を除く)

■ 縦覧場所 都市計画課窓口、市公式ホームページ

■ 意見書を提出できる人 住民及び利害関係人

■ 意見書の提出方法

9月17日(火)までに、次の方法で意見書を市長に提出することができます。

- 都市計画課へ持参
- 電子メール
- 郵送(9月17日(火)の消印有効)
- FAX

※意見書は都市計画課窓口で配布のほか、市公式ホームページからダウンロードできます。



問・提出先

都市計画課 ☎ (93) 5147 FAX (93) 5153
✉ toshikeikaku@city.tomisato.lg.jp
〒286-0292 (住所不要)